

第3期波佐見町燃料費等高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、燃料費等の高騰により事業活動に影響を受けている町内の中小企業者・小規模事業者等へ緊急的な経済支援を行い、負担軽減を図ることを目的とする。

(対象事業者)

第2条 この要綱による支援金の対象事業者は、令和8年1月1日時点において波佐見町内に事業所を有する事業者で、次に掲げる各号の全てに該当する事業者とする。

(1) 中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する事業者)又は小規模事業者(法第2条第5項に規定する事業者及び個人事業主を含む。)であること。ただし、農林漁業のみを営む者は除く。

(2) 町税等を全て完納している事業者又は納税相談を行っている事業者であること。

(3) 繼続的に事業を行っていることが認められ、支援金の交付を受けた後も事業を継続する意思がある事業者であること。

(4) 令和7年度において次の支援金を申請しない事業者であること。

ア 長崎県医療機関等物価高騰緊急支援事業支援金

イ 長崎県介護・障害福祉サービス施設等物価高騰緊急(追加)支援金

(5) 令和7年度及び令和8年度において次の支援金を申請しない事業者であること。

ア 波佐見町陶土価格高騰緊急対策支援金

イ 波佐見町酒米価格高騰緊急対策支援金

(6) 暴力団等の反社会的勢力との関係を有していない事業者であること。

(7) 社会通念上不適切であると判断される事業者でないこと。

(交付対象経費)

第3条 支援金の交付対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、令和7年7月から令和7年12月分までの任意の1月に

において町内の事業所において使用した事業用の電気代、ガス代及び燃料油代(全て対象事業者が営む事業用の必要経費となるものに限る。)とする。ただし、長崎県工業用LPGガス補助金の交付対象となったガス代は除く。

- 2 検針により料金が確定する経費(電気代及びガス代)については検針の日の属する月を使用月とし、燃料油代については購入月とする。

(支援金額)

第4条 この交付要綱で定める支援金の額は、前条で規定する交付対象経費に2分の1を乗じた金額とし、30万円を上限とする。ただし、支援金額に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

- 2 支援金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(支援金の申請)

第5条 支援金を申請する事業者(以下「申請者」という。)は、第3期波佐見町燃料費等高騰対策支援金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業活動が行われていることが確認できる書類
- (2) 交付対象経費が支払われていることが確認できる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

- 2 前項の申請期間は令和8年1月26日から令和8年3月13日までとする。ただし、郵送申請の場合は、申請期間内に到着しなければならないものとする。

(支援金の交付決定)

第6条 町長は、前条による申請があった場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定する。

- 2 町長は前項の審査により交付の決定を行ったときは、第3期波佐見町燃料費等高騰対策支援金交付決定通知書(様式第2号)により申請者へ通知する。また、不交付の決定を行った場合は、第3期波佐見町燃料費等高騰対策支援金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者へ通知する。

(交付決定の取消し及び支援金の返還)

第7条 町長は、申請者が次の各号に該当する場合には、前条に規定する支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 支援金の申請において、不正、虚偽又はこの要綱の目的に反する行為その他不適正な行いがあったとき。

(2) 前号のほか、町長が支援金の交付について不適当と認めるとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年1月26日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、この告示の失効後もなお効力を有する。

年　月　日

波佐見町長 様

第3期 波佐見町燃料費等高騰対策支援金交付申請書

第3期波佐見町燃料費等高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により、支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者情報

事業者住所	〒 一		
事業所住所	〒 一 □上欄と同じ		
事業者名 (又は屋号)	(役職名) 代表者名		()
業種又は事業内容			
申請担当者		日中の連絡先	— —

2. 支援金額

	申請額等	説明
①交付対象経費	令和7年 月分 円	R 7. 7～12の間の任意の1カ月に購入又は使用した 電気料・ガス代・ガソリン代・灯油代・軽油代・重油代 ※検針により料金が確定する経費(電気・ガス)は検針日の 属する月を使用月とし、その他については購入月とする。
②支 援 金 額	円	計算方法 ① ÷ 2 = ② ※千円未満切り捨て、30万円上限

3. 振込先

金融 機関名	十八親和	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 組合	支店名		口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座							
					口座番号								
フリガナ													
口座名義		(※申請者と同一名義に限る)											

必要書類等

- 裏面の「誓約書兼同意書」の記入
- 事業活動を行っていることが確認できる書類の写し
- 燃料費等の支払額が確認できる書類の写し
- 通帳の写し

誓約書兼同意書

□ 次の項目を確認しました。

- 1 交付申請書及び添付書類について偽りがありません。
- 2 令和8年1月1日時点において事業活動を行っており、支援金の交付を受けた後も事業を継続する意思があります。
- 3 町税等を滞納していません。又は納税相談を行っています。
- 4 申請内容確認のため、店舗等への立入検査を行う場合があることについて同意します。
- 5 申請内容確認のため、報告を求められた場合速やかに応じます。
- 6 申請内容に虚偽が認められた場合、支援金の返還に応じます。
- 7 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

□ 次の項目を確認しました。

- 8 次の支援金を申請しておらず、今後も申請しません。
 - ・長崎県医療機関等物価高騰緊急支援事業支援金
 - ・長崎県介護・障害福祉サービス施設等物価高騰緊急支援金
 - ・波佐見町陶土価格高騰緊急対策支援金
 - ・波佐見町酒米価格高騰緊急対策支援金

□ 次の項目を確認しました。

- 9 今回申請する燃料費等の中に、長崎県工業用LPGガス補助金の交付対象となったガス代は含まれていません。

□ 次の項目を確認しました。

- 10 交付対象経費は事業用のみを計上しています。
(支払額に家庭用が含まれている場合は、実態に応じて案分し、事業用のみを計上すること。)

第3期波佐見町燃料価格高騰対策支援金を交付申請するにあたり、上記の項目の全てに誓約・同意します。（□に✓を記入すること。）

年　　月　　日

事業者名
(屋号)

役職名

代表者名

様式第2号（第6条関係）

年　月　日

事業所所在地
事 業 所 名
代 表 者 名

波佐見町長

第3期 波佐見町燃料費等高騰対策支援金交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった第3期波佐見町燃料費等高騰対策支援金の交付について、第3期波佐見町燃料費等高騰対策支援金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付決定内容

事 業 所 名	
交 付 決 定 額	
振込先情報	金融機関名
	支 店 名
	口座番号等
	口 座 名 義
振 返 日	

様式第3号（第6条関係）

年　月　日

事業所所在地
事 業 所 名
代 表 者 名

波佐見町長

第3期 波佐見町燃料費等高騰対策支援金不交付決定通知書

年　月　日付で申請があった第3期波佐見町燃料費等高騰対策支援金の交付について、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

不交付と決定した理由